

## ふれあいファミリー食セミナー実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、母子等を対象とした栄養教室（以下「ふれあいファミリー食セミナー」という。）を実施することにより、望ましい食生活の実践及び食を通じた豊かな人間性の形成を促進し、「健康長寿のまち・京都食育推進プラン」に基づく食育を推進することを目的とする。

### (実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、京都市とする。ただし、事業の一部を適切な事業運営が確保できると認められる民間法人（以下「受託法人」という。）に委託して実施することができる。

### (実施種別)

第3条 ふれあいファミリー食セミナーは、プレママ・パパコース、すくすくコース及びわんぱくコースとする。

### (運営主体)

第4条 運営主体は、次に掲げるとおりとする。

実施種別	運営主体
プレママ・パパコース	受託法人
すくすくコース	各区役所・支所保健福祉センター
わんぱくコース	受託法人

### (対象者)

第5条 対象者は、次に掲げるとおりとする。ただし、京都市内の在住者に限る。

実施種別	対象者
プレママ・パパコース	出産を控えた夫婦（近く父母となる者）
すくすくコース	乳児及びその保護者
わんぱくコース	就学前の幼児（5～6歳児）及びその保護者

### (実施内容)

第6条 実施内容は、次に掲げるとおりとする。

実施種別	実施内容
プレママ・パパコース	妊娠中の食事等についての講話及び調理実習並びに交流会等
すくすくコース	子どもの発達発育に合わせた離乳食のすすめ方等の講話及び試食等
わんぱくコース	食材学習及び調理実習等

### (実施場所)

第7条 実施場所は、各区役所・支所保健福祉センター又は受託法人が提供する会場とする。

(広報)

第8条 ふれあいファミリー食セミナーの実施に当たっては、各区役所・支所保健福祉センターにおいて募集ちらしを配布するほか、必要に応じて広報を行うものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、ふれあいファミリー食セミナーに関し必要な事項は健康長寿のまち・京都推進担当局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。ただし、各区役所・支所保健福祉センターに関する規定については、平成29年5月8日から施行し、それまでの間は、従前の例による。